

令和5年度島根県日本型直接支払検討委員会

日時：令和6年3月22日（金）13：30～15：30

場所：島根県庁本庁舎 6階 602会議室

議事次第

1. 開会

2. 議題

（1）令和5年度の取組状況について【資料1】

（2）中山間地域等直接支払交付金の棚田地域振興活動加算について【資料2】

（3）中山間地域等直接支払交付金の最終評価【資料3】

（4）多面的機能支払交付金の政策の評価【資料4】

（5）環境保全型農業直接支払交付金の最終評価【資料5】

3. その他

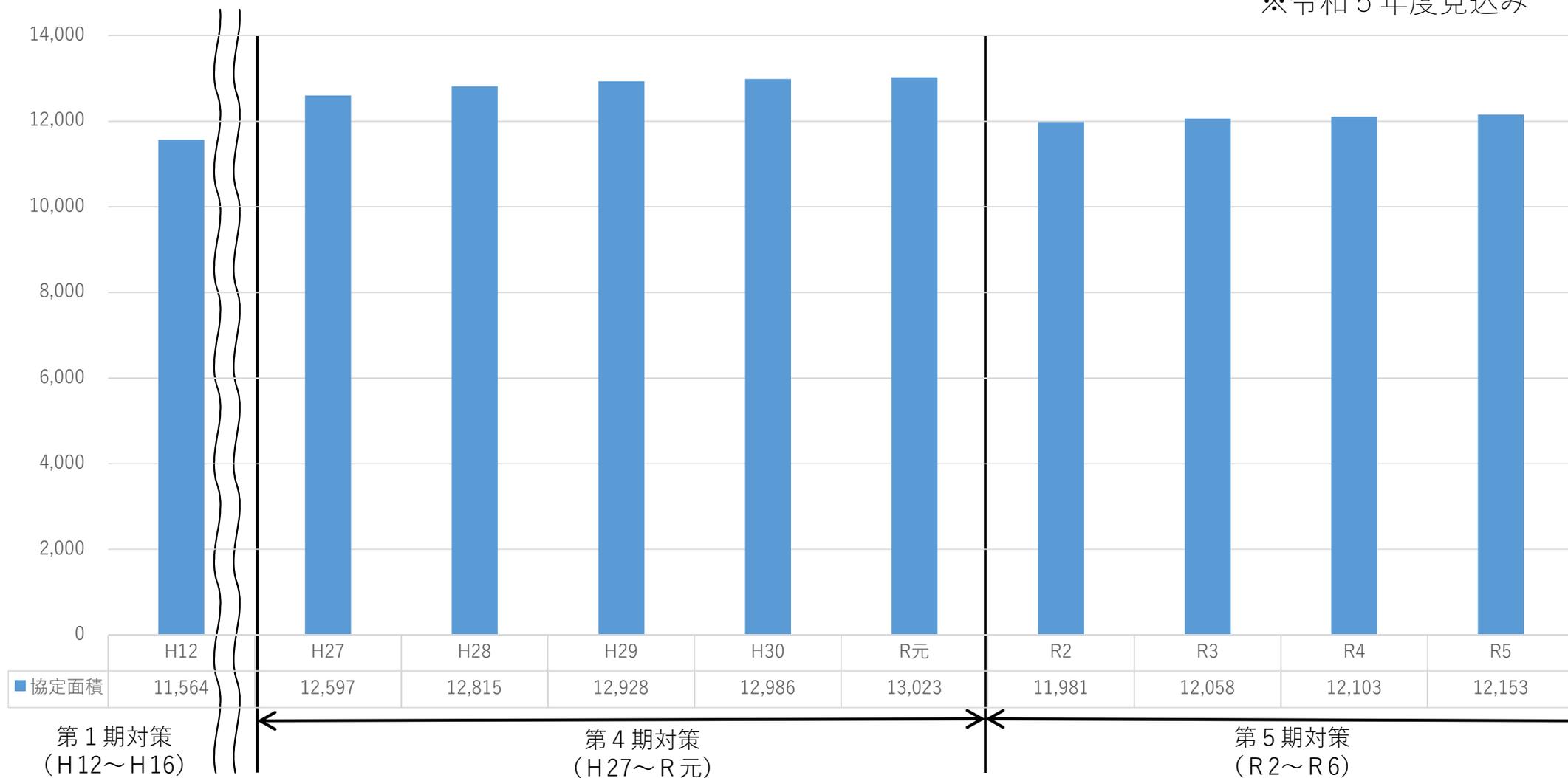
4. 閉会

(1) 令和5年度の
取組状況について

【資料1】

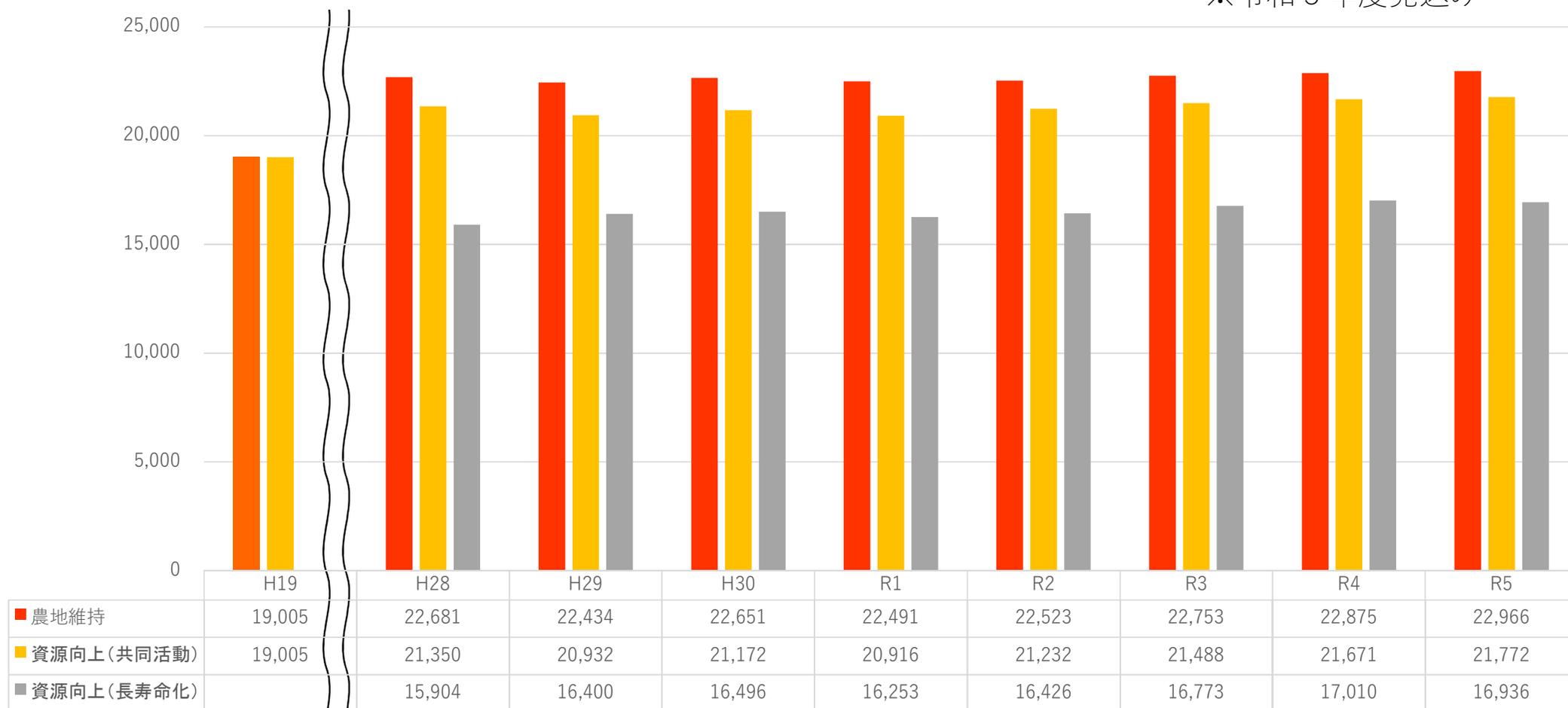
中山間地域等直接支払交付金 協定面積の推移 (ha)

※令和5年度見込み



多面的機能支払交付金 対象面積の推移 (ha)

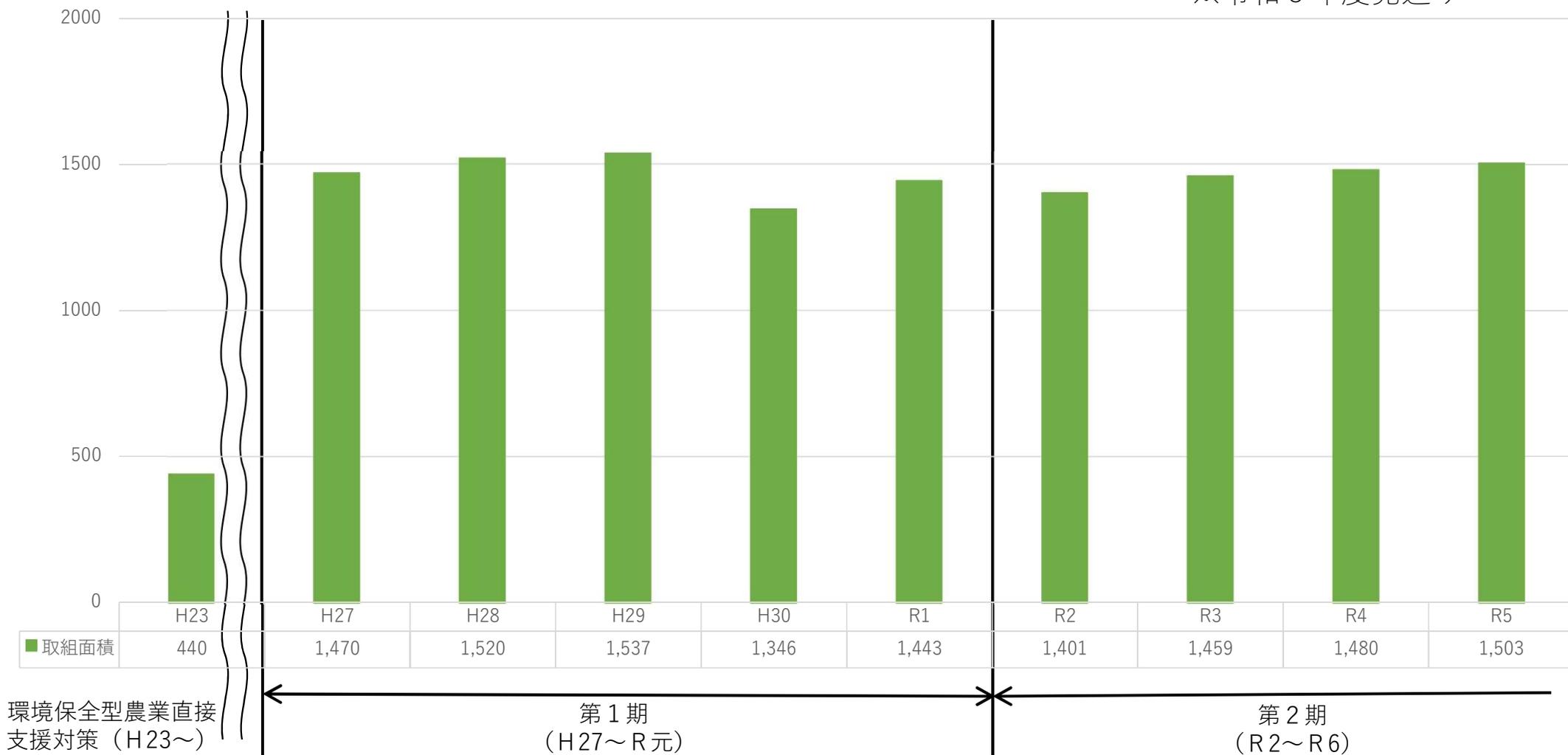
※令和5年度見込み



農地・水・環境保全
向上対策 (H19～)

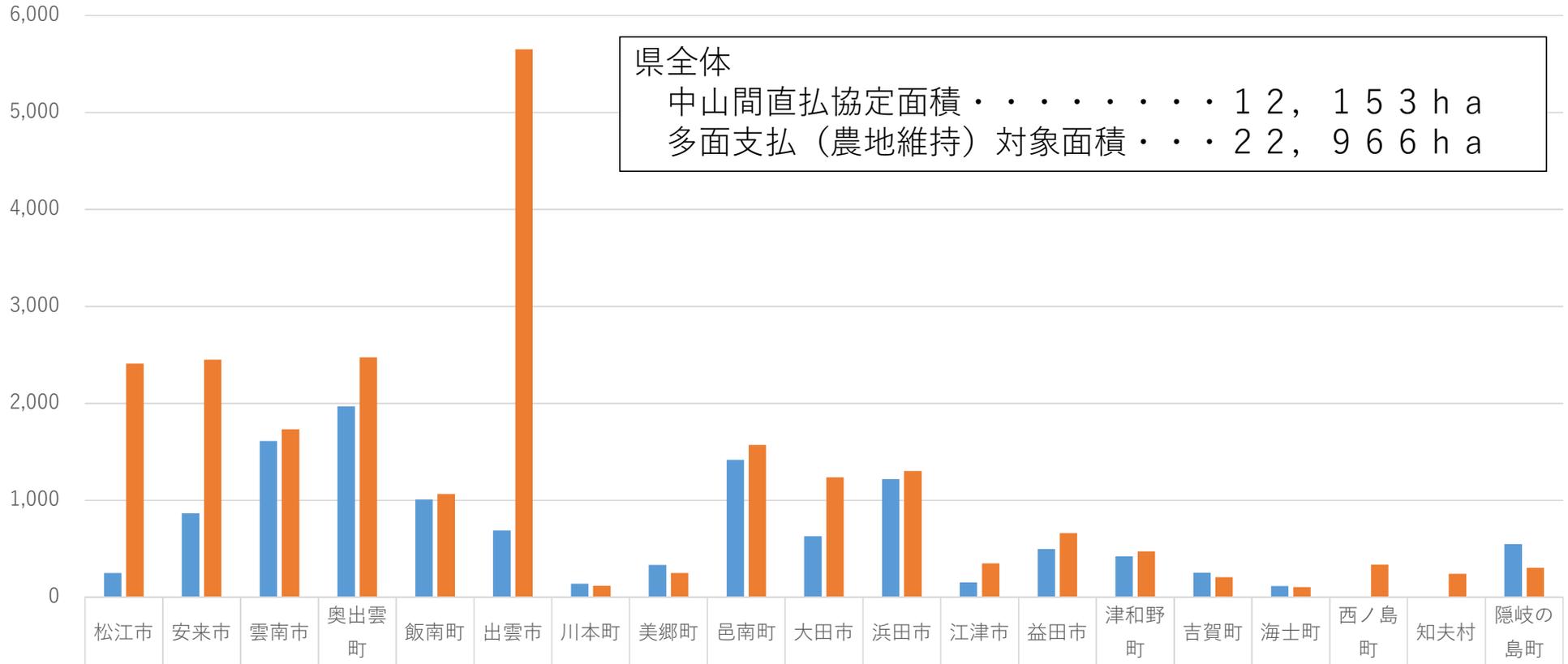
環境保全型農業直接支払交付金 対象面積の推移 (ha)

※令和5年度見込み



市町村別 取組面積 (ha)

※令和5年度見込み

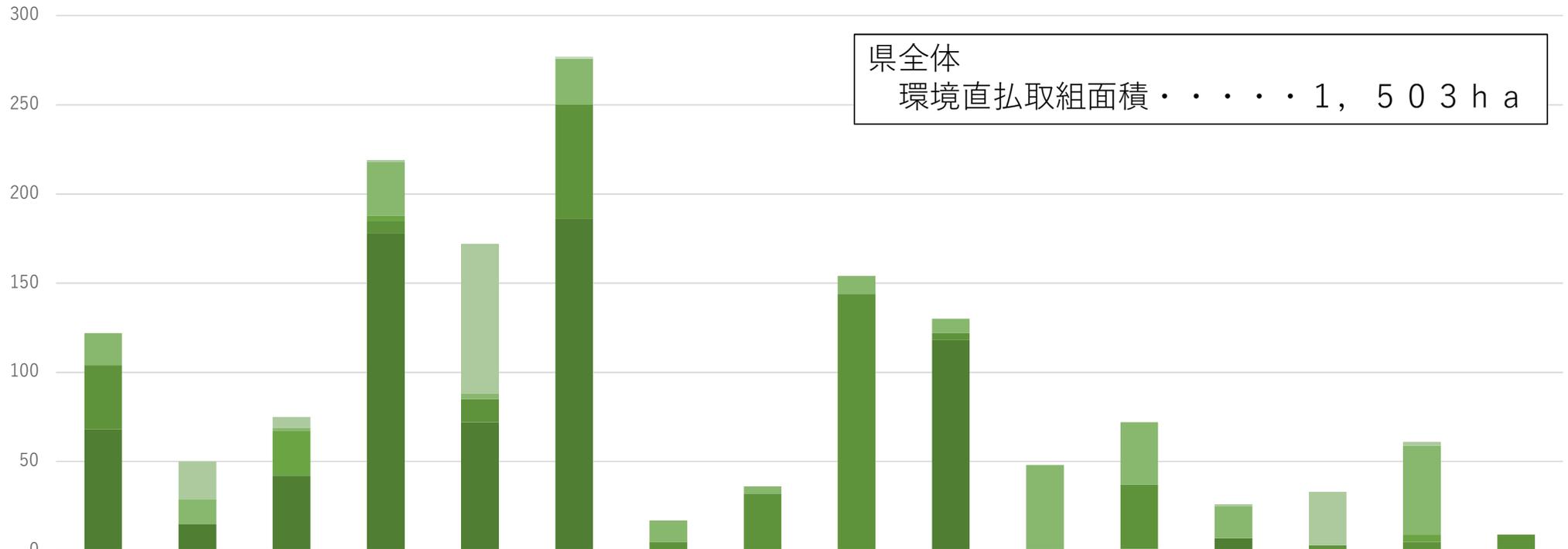


県全体
 中山間直払協定面積・・・12,153ha
 多面支払(農地維持)対象面積・・・22,966ha

■ 中山間直払協定面積	252	868	1,613	1,971	1,009	690	142	335	1,419	632	1,220	156	500	425	254	116	0	0	550
■ 多面支払(農地維持)対象面積	2,411	2,451	1,734	2,476	1,066	5,650	120	251	1,572	1,238	1,304	351	664	474	208	107	338	244	307

市町村別 取組面積 (ha)

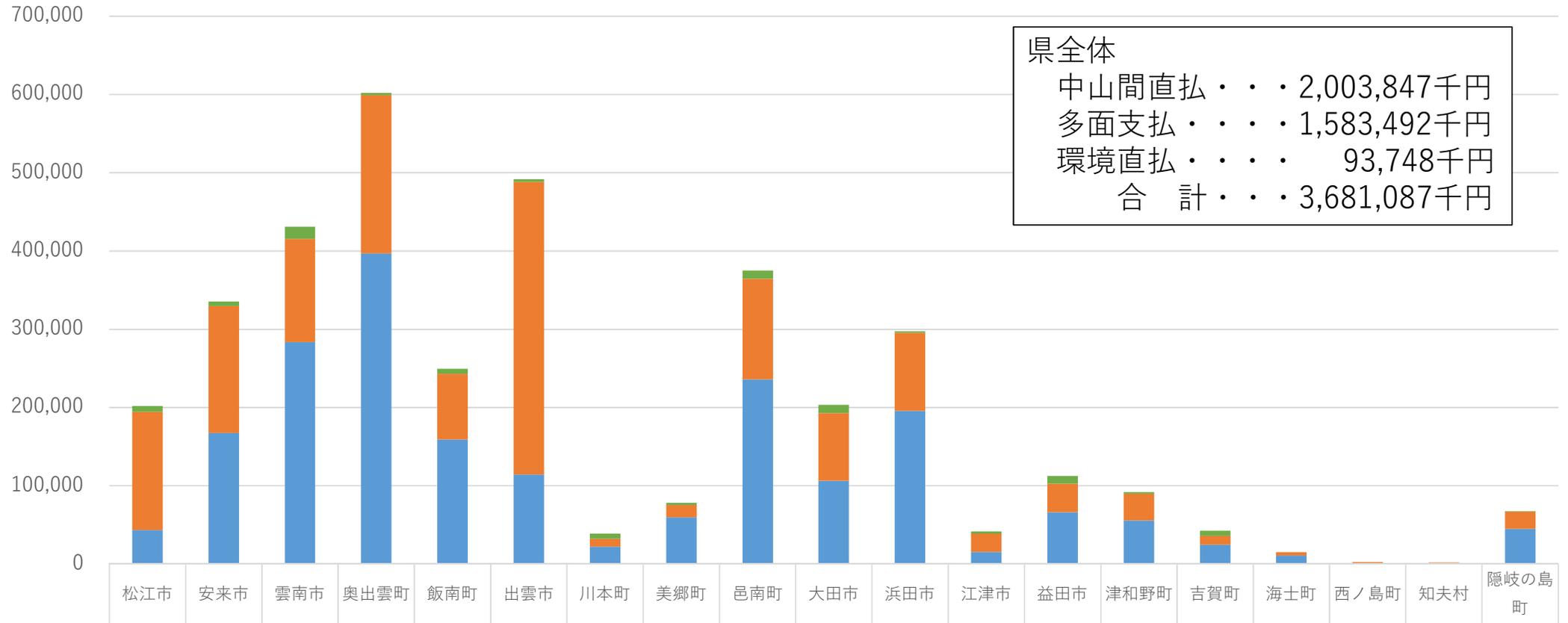
※令和5年度見込み



	松江市	安来市	雲南市	奥出雲町	飯南町	出雲市	川本町	美郷町	邑南町	大田市	浜田市	江津市	益田市	津和野町	吉賀町	隠岐の島町
■ 江の設置	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
■ 冬期湛水	0	21	6	1	84	0	0	0	0	0	0	0	1	30	2	0
■ 有機農業	18	14	2	30	3	26	12	4	10	8	48	35	18	0	50	0
■ 秋耕	0	0	25	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0
■ かぼちゃ	36	0	0	7	13	64	5	32	144	4	0	36	0	3	5	9
■ 堆肥の施用	68	15	42	178	72	186	0	0	0	118	0	1	7	0	0	0

交付金額（千円）

※令和5年度見込み



県全体
 中山間直払・・・2,003,847千円
 多面支払・・・1,583,492千円
 環境直払・・・93,748千円
 合計・・・3,681,087千円

	松江市	安来市	雲南市	奥出雲町	飯南町	出雲市	川本町	美郷町	邑南町	大田市	浜田市	江津市	益田市	津和野町	吉賀町	海士町	西ノ島町	知夫村	隠岐の島町
合計	201,848	335,403	431,016	601,905	249,595	491,715	38,795	78,308	375,041	203,376	297,553	41,547	112,629	92,156	42,493	15,186	2,802	2,028	67,690
■環境直払	7,332	5,655	15,365	2,614	6,445	3,254	6,443	2,726	10,339	10,229	1,846	2,509	9,809	2,199	6,431	0	0	0	551
■多面支払	150,864	162,216	131,904	202,546	83,873	374,069	10,031	15,837	128,761	86,708	99,899	23,537	36,711	34,286	11,131	4,276	2,802	2,028	22,013
■中山間直払	43,652	167,532	283,747	396,745	159,277	114,392	22,321	59,745	235,941	106,439	195,808	15,501	66,109	55,671	24,931	10,910	0	0	45,126

(2) 中山間地域等直接支払
交付金の棚田地域振興
活動加算について

【資料2】

棚田地域振興法の概要

- 令和元年6月、議員立法により「棚田地域振興法」が成立（令和元年8月16日施行）。法律に基づくと「棚田地域の振興に関する基本的な方針」が同年8月22日に閣議決定。
- 多様な主体が参画する地域振興の取組を関係府省庁横断で総合的に支援する枠組みが構築。

棚田地域振興法の概要

1. 目的(1条)

棚田地域における人口減少、高齢化の進展等

棚田が荒廃の危機に直面

棚田地域の振興について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の棚田地域の振興に関し必要な事項を定めることにより、豊重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図り、もって棚田地域の持続的発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

- ▶ 棚田地域...自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる棚田を含む一定の地域であって政令で定める要件に該当するもの(2条)

※政令要件：昭和25年2月時点の市町村の区域で、その区域内に勾配1/20以上の一団の棚田が1ha以上あること

2. 基本理念(3条)

- ① 棚田地域の振興は、棚田地域の有する多面にわたる機能(農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等)が維持されるよう、棚田等の保全を図るとともに、棚田地域における定住等及び国内外の地域との交流を促進することを旨として、行われなければならない。
- ② 棚田地域の振興に関する施策は、農業者、地域住民等による自主的努力の助長及び多様な主体の連携・協力の促進を旨として、講ぜられなければならない。

3. 国等の責務(4条)

- ・ 国... 棚田地域の振興に関する施策を総合的に策定・実施
- ・ 地方公共団体... 国との連携を図りつつ、自主的・主体的に、地域の特性に応じた施策を策定・実施

4. 基本方針等(5条・6条)

- ・ 政府... 棚田地域の振興に関する基本方針を策定(内閣総理大臣が案を作成し、閣議決定)(5条)
- ・ 都道府県... 基本方針を勘案して、都道府県棚田地域振興計画を策定(6条)

5. 具体的施策(7条~18条)

(1) 指定棚田地域の指定、指定棚田地域振興活動計画の認定等

- ① 主務大臣は、都道府県の申請に基づき、指定棚田地域を指定(7条)
 - ▶ 主務大臣...総務大臣・文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣・環境大臣(18条)
- ② 市町村は、指定棚田地域振興活動の参加者からなる指定棚田地域振興協議会を組織(8条)
- ③ 国による協議会の構成員に対する情報提供、助言等の援助(9条)
- ④ 協議会が作成した指定棚田地域振興活動計画について、主務大臣が認定(10条)
- ⑤ 計画の実施状況について、主務大臣が認定市町村から報告徴収(11条)

棚田地域振興
コンシエルジュ

(2) 支援等の措置

- ① 特定の事項が記載された指定棚田地域振興活動計画の認定申請は、農山漁村活性化法の規定による活性化計画の提出とみなす。(12条)
- ② 特定の事項が記載された指定棚田地域振興活動計画の認定は、エコトリスム推進法の規定によるエコトリスム推進全体構想の認定とみなす。(13条)
- ③ 国は、必要な財政上又は税制上その他の措置を講じ(14条)、毎年度、当該年度に実施する指定棚田地域の振興に資する事業を取りまとめ公表(15条)
- ④ 国・地方公共団体による棚田地域振興活動を担うべき人材の育成・確保のために必要な措置(16条)
- ⑤ 政府に棚田地域振興連絡会議(関係行政機関の職員で構成)を設け、棚田地域の振興に関する施策の総合的・効果的な推進を図るための連絡調整を実施(17条)

みなし認定等

施行期日：公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日
失効日：令和7年3月31日

中山間地域等直接支払交付金の
棚田地域振興活動加算措置における定量的目標について

[概要]

認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算

※棚田地域の振興を図る取組とは、地域の実態に応じて定量的な目標及び取組期間を協定に定めて行う取組

※本委員会において、目標の確認・意見聴取を行う（国実施要領の運用）

[目標設定]

ア 「棚田等の保全に関する目標」

イ 「棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標」

ウ 「棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標」

ア～ウそれぞれに定量的な目標を一つ以上、計3つ以上の目標を定める。

+

さらに、ア～ウの目標には、下記の3点を含める必要がある。

- ① 棚田の価値を活かした活動（地域の実情に応じたもの）
- ② 集落機能強化（人材の確保を含む）
- ③ 生産性向上

(3) 中山間地域等直接支払
交付金の最終評価

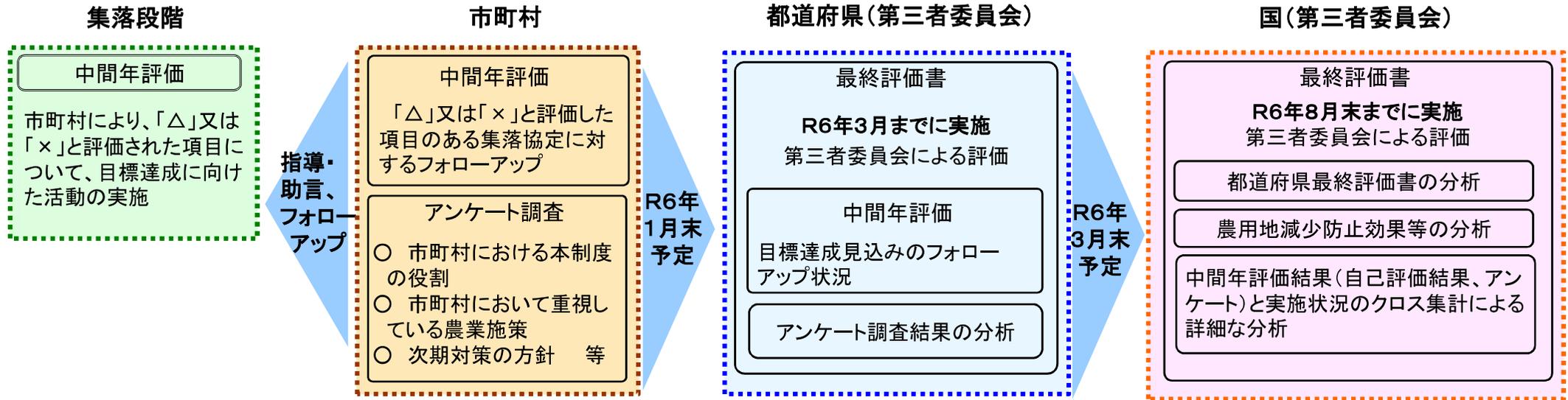
【資料 3】

第5期対策における最終評価の体系とスケジュール (案)

最終評価の目的

中間年評価において、取組が不十分と評価された協定に対する市町村によるフォローアップ結果を踏まえ、第5期対策における協定活動の実施状況を最終的に評価するほか、次期対策について市町村がどのような考えの下で取り組むのか、その方針等を把握するとともに、中間年評価等の内容を詳細に分析・検討することで、制度の見直しに反映するものとする。

最終評価の体系



評価スケジュール

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国による評価の進め方		・中間年評価の手法・内容の検討	・市町村による協定の評価 ・アンケート調査 ・事例収集 ・統計データによる効果分析 ・各結果の分析	・最終評価の手法・内容の検討	・最終評価の実施 ・結果の分析 ・次期対策の検討
第三者委員会	▲ 7月	▲ 11月 ▲ 3月	▲ 10月 ▲ 3月	▲ 6月 ▲ 8月 ▲ 12月	▲ 6月(予定) ▲ 8月(予定)
				■ 中間年評価	■ 最終評価